

2021年5月11日

A-2021017-2

仕様変更のご案内

CE マーキング対応全製品(一部除く)

UKCA マーキング対応製品の製品表示、個装ケース、取扱説明書の変更についてご案内いたします。 ※赤文字箇所修正(2022年12月26日)

実施時期

2024年12月31日までに順次実施

※受注状況に応じて、実施前後の製品を混在出荷させていただく場合があります。

変更理由

英国のEU離脱にともない、2021年1月1日よりこれまでのCEマーキング対象品を英国市場で流通・販売するには、UKCA(UK Conformity Assessed)マークを表示する必要があります。ビジネスの混乱をさけるため、2021年1月1日~2021年12月31日までの1年間は、CEマークが表示されている製品は英国市場で流通させる事が可能です。2022年1月1日~2022年12月31日までの間は製品梱包や添付書類にUKCAマークが表示されていればCEマークの表示に関係なく流通が可能です。2023年1月1日からは製品あるいは製品梱包にUKCAマークの表示が必須です。

2021年8月24日、英国がCEマークの使用期間は2021年12月31日までではなく、2022年12月31日までに期間延長を発表しました。

2022年11月14日、英国がCEマークの継続使用期間は2024年12月31日までにさらに2年間の猶予を与えることを発表しました。

対象製品

UKCA マーキング対象品は、現行 CE マーキングの対象品とほぼ同じです。当社の CE マーキング対象 品は全て対象になります。但し、販売中止/中止予定品や英国市場へ展開しない製品など、一部対応しない製品もあります。

変更内容

製品あるいは個装ケースに UKCA マークを表示します。



② 取扱説明書に英国現地代理人(IDEC グループ会社)を追記します。

APEM COMPONENTS LIMITED

※同梱取扱説明書の変更時期が前後する可能性があります。なお最新の取扱説明書はホームページで 公開しています。



その他

表示のみの変更です。その他の仕様、形番および価格などの変更はありません。

その他ご不明点がございましたら、弊社ホームページからお問合せ下さい。

WEB サイトからのお問合せ窓口 https://jp.idec.com/support/contact_us-JP